

学校における情報教育ネットワーク利用に係るガイドライン

富岡市教育委員会
富岡市立額部小学校

このガイドラインは、富岡市小・中学校においてインターネット等を活用した教育活動を行う際の個人情報の保護、セキュリティの確保、著作権・知的所有権等への配慮、その他の配慮事項を指針として示すものである。

1 情報教育ネットワーク利用における基本的な考え方

(1) 個人情報の保護

富岡市の各小・中学校及び関係教育機関（以下「各学校等」という）における教育活動において、インターネットを活用するに当たっては、「富岡市個人情報保護条例」に基づき、児童生徒及び教職員等関係者の個人情報の保護に努めなければならない。

また、各学校等のサーバー^{*1}等に収集される個人情報及びインターネット上に提供される個人情報については、児童生徒等が情報を収集・加工したり、積極的に発信したりするための基礎的な知識・技能の育成及び多方面の分野からの情報収集による教育の資質の改善・充実を図るという目的のみに利用し、当該目的以外の利用及び提供は行わないものとする。

(2) セキュリティの確保

サーバー内に蓄積された情報の漏洩を防止するため、セキュリティ^{*2}の確保を図ることは特に重要である。セキュリティを確保するためには、インターネットを利用する際の校内管理責任者を定め、責任体制を確立し、不要になった個人情報は破棄するなど適正な管理・運営を図るものとする。また、児童生徒にセキュリティの必要性について指導する。

(3) 著作権・知的所有権等への配慮

ホームページ等で情報発信を行う場合、そのホームページは著作権により保護される。したがって、インターネットのホームページで得た情報を、引用の範囲を超えて利用することは、そのホームページを作成した人の著作権の侵害にあたる。ホームページにリンクを張る^{*3}ことは著作権侵害には当たらないが、著作権を有する人へ掲載の連絡をすることがマナーである。

また、子どもたちや教員がホームページを作成する場合、他の人が作成した文書や図版、写真等を利用するためには、著作権を保有する人の承諾が必要となる。この場合、子どもたちの作品にも著作権があり、無断で子どもたちの作品を利用することはできない。

2 利用形態

- (1) 学習に関する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。
- (2) 授業で活用できる画像や各種データ及び文書データを収集・加工して教材づくりに活用する。
- (3) 学校紹介、特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を学校のホームページに発信すると同時に、意見等を受信する。
- (4) E-mail(電子メール)により、県内及び国内外の学校との交流に役立てる。

*1 ある特定のサービスを提供するシステムやコンピュータのこと

*2 インターネットを安心して利用するために注意を払うべき安全対策

*3 情報の効率的かつ縦横無尽な利用ができるように文章や画像などを関連づけるもの

3 公的なホームページにおける情報の発信とその範囲

(1) 個人情報の保護

公的なホームページにおいて、児童生徒の個人情報を掲載することは、児童生徒の人権を尊重し、その安全を確保する観点から、原則として行わない。ただし、学校行事や児童生徒の作品・活動成果の紹介その他教育活動を進める上で必要と思われる場合には、掲載することの目的及び教育的効果と掲載による危険性を十分考慮し、以下の範囲内において掲載する。

①氏名等

児童生徒の作品の掲載等においては、原則として個人情報を掲載しない。ただし、記事掲載の目的から個人情報の掲載が必要である場合に限り、その範囲を「氏名」「学年」に限定して掲載する。

②写真等

児童生徒の写真等を掲載する場合は、集合写真とするなど個人が特定できないように配慮する。やむを得ず個人が特定できる写真等を掲載する場合には、掲載することの危険性について十分説明し、その写真等を児童生徒本人及び保護者に示して了解を得た上で、氏名と一致することのないようにする。

③その他の個人情報

国籍、本籍、住所、電話番号、生年月日、家族構成など個人生活に関する情報は、ホームページ上には掲載しない。

(2) 掲載情報の内容

教職員及び児童生徒は、公的な機関を代表した教育目的での情報発信であることを十分認識して記事を作成、掲載することとし、すべての掲載情報について校長の承認を得た上で発信するものとする。掲載情報の承認にあたって、次のような内容が掲載されることのないようにする。

- ①法令及び公序良俗に反する内容
- ②営利を目的とする内容
- ③第三者の著作権その他の権利を侵害する内容
- ④第三者を誹謗・中傷したり差別につながるような内容
- ⑤その他学校から発信する情報として不適当な内容

(3) 掲載情報に対する指摘への対応

児童生徒に関する掲載情報について、本人又は保護者から掲載内容が不適切であるとして訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずる。第三者の著作に係る情報について当該著作権者から指摘があった場合も同様とする。その他、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、速やかに校長及び関係教職員で協議し適切な措置を講ずる。なお、必要に応じて富岡市教育委員会事務局と協議する。

また、ホームページに記載された個人情報にあっては原則として年度末には廃棄または更新するものとする。

4 私的なホームページの掲載情報に関する禁止事項

(1) 公的な機関の名称等によるホームページ開設

教職員及び児童生徒は、個人又は私的組織として開設しているホームページ（以下「私的なホームページ」という。）上では、公的な名称を使用したり、又は公的なホームページと誤解されるようなホームページを作成・開設しない。

(2) 児童生徒に関する個人情報等の掲載

教職員が自己の研究成果等を私的なホームページにおいて発表する場合には、職務又は職務上の地位等に関連して、直接又は間接的に知り得た児童生徒に関する個人情報及びこれに類する事項を掲載しない。

5 児童生徒の利用に関する配慮

(1) 児童生徒の利用にあたっての指導

教職員は、児童生徒のインターネット利用に際して、児童生徒が情報を発信する場合には、他人の誹謗・中傷をしないこと、著作権、肖像権、知的所有権に配慮すること、個人情報を掲載することの危険性など、ネットワーク利用における基本的なモラルやマナー(ネチケット)について十分指導し、情報発信者としての自覚と責任について児童生徒が正しく理解できるよう努める。

また、児童生徒がE-mail(電子メール)等により他人から誹謗・中傷を受けるなど、児童生徒にとって不快な内容を含む情報を受信した場合には、速やかに教職員に報告・相談するよう指導する。

(2) 児童生徒の健全な育成を妨げる情報についての配慮

公的なコンピュータをインターネットに接続する場合には、フィルタリングソフト^{*4}を利用するなど、児童生徒の健全な育成を妨げる恐れのある情報に、児童生徒が不用意に触れることのないよう万全の配慮を行う。

6 職員の研修体制

校長は、職員に対し、次に定めるインターネットリテラシー^{*5}の研修等を実施し、インターネットの適正な利用のために努めるものとする。

- (1) 富岡市情報教育ネットワークの活用に関すること
- (2) 富岡市個人情報保護条例に関すること
- (3) ホームページを利用しての情報発信及び受信に関すること
- (4) E-mail(電子メール)を利用しての情報発信及び受信に関すること
- (5) ニュース(電子掲示板／会議室)を利用しての情報発信及び受信に関すること
- (6) インターネット利用にかかる倫理教育に関すること
- (7) その他校長が必要があると認める事項に関すること

7 管理

- (1) 外部からのE-mail(電子メール)については、各学校で適切に対応するものとする。
- (2) 校長は、インターネットの適正利用を図り、児童生徒及び関係者の個人情報保護、校内システムの管理及びセキュリティに努めるため、校内に取扱い責任者を置く。
- (3) 校長は、インターネットの教育上の利用に関し必要に応じて、その適正な利用を図ることを目的として、校内にインターネット利用に係る事項を協議する組織を置く。
- (4) ホームページの作成にあたっては(3)の組織において協議の上作成する。

*4 児童生徒に有害なサイト(性的、暴力的等)へのアクセスを制限するソフトウェア

*5 インターネットを広く活用する能力

- (5) パスワード^{*6}、ID^{*7}の不正使用を防止するため、パスワードの定期的な変更等必要な措置を講じるなどパスワードの管理を行い、漏洩を防止する。
- (6) 定期的にインターネットの利用状況を把握し、利用状況の記録及び監視を行う。
- (7) ホームページにリンクを張る場合には、著作権を有する人へE-mail（電子メール）等により必ず掲載の連絡をし、了解を得る。
- (8) 各学校は、本ガイドラインに基づき、児童生徒用及び教職員用のガイドラインを作成するものとする。

8 ガイドラインの見直し

学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、このガイドラインに規定した事項の見直しの必要が生じたときは、ガイドラインの見直しを行うものとする。

付 則

このガイドラインは、平成12年4月1日から施行する。

<参考>

- ・インターネット利用にあたってのガイドライン (横浜市教育委員会)
 - ・大仁町内小中学校のインターネット利用とホームページの公開について (静岡県大仁町教育委員会)
 - ・学校におけるインターネット利用に関するガイドライン (H11.3月埼玉県教育委員会)
 - ・川崎市教育情報ネットワーク学校(園)におけるインターネット利用のガイドライン (H10.5.1川崎市教育委員会)
 - ・区立学校におけるインターネットの利用に関するガイドライン (東京都江東区)
 - ・ガイドラインについて (前橋市教育研究所コンピュータ班)
 - ・前橋市情報教育ネットワーク利用に関する個人情報保護ガイドライン (前橋市教育委員会)
-
- ・平成10年度文部省情報教育の改善に資する調査研究委託事業
情報教育における影の部分(有害情報)への対応に関する調査研究報告書
財団法人 コンピュータ教育開発センター (H11.3月 文部省)

*6 コンピュータシステムの認証を受ける際、利用者名とともに入力する文字列

*7 identificationの略で、身分証明(書)の意味